今月のお知らせ 第366号



パリオリンピックは日本の選手の活躍もあって 盛り上がりました。個人的には 堀米選手の 勝負強さに震えがきました。健闘を称えあう スポーツ本来の姿にも感動!! TEL 043-241-6121

FAX 043-243-3430

URL https://www.osmk-ohb.co.jp

令和 6 年 9 月 1 日

代表社員 石田 洋 祐

プラットフォーム課税(令和6年度消費税改正)

スマホのアプリストアやオンラインサイトでアプリや電子書籍などデジタル コンテンツを国外の事業者から購入することは、日常的に行われている取引で、 市場規模は 2024 年度で 5 兆円強とも予測されています。

○デジタルコンテンツの消費税は

国外事業者が行うこのようなアプリ提供に係る消費税の納税義務者は本来、国外のアプリ運営業者ですが、国外の事業者の捕捉や税務調査は困難でした。

そこで令和7年4月1日以降、これらの取引のうち、デジタルプラットフォームを介して行う取引は、デジタルプラットフォーム事業者が行ったものと見なして、デジタルプラットフォーム事業者が納税義務を負うこととなりました。

<イメージ> アプリストアを通じてオンラインゲームを配信



出典:財務省資料

○事業者への影響は

皆さんも業務上アプリの購入をすることがあると思います。国外事業者からインボイスを取得する事は困難でしたが、改正後はデジタルプラットフォーム事業者がインボイスの発行義務を負うことになるため、インボイスが取得しやくすなり、仕入税額控除が可能となります。